

医療機器の共同利用による検査業務委託契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と鳥取県立厚生病院（以下「乙」という。）とは、医療機器の共同利用による検査業務（以下「検査業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、本契約の定めるところにより検査業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条 委託する検査項目単価については、健康保険法等に規定する療養の給付に要する費用の額の算定方法に定める所定点数において、1点10円として算定した額に0.8を乗じた額とする。

第3条 この契約の期間は、令和6年〇月〇日から令和7年3月31日までとする。ただし、契約期間満了1か月前までに甲、乙のいずれからも申し出のないときは、本契約はさらに1年間継続し、以後も同様とする。

第4条 甲は、検査業務を依頼するときは、乙に所定の依頼書を送付するものとする。

第5条 乙は、前条の依頼書により所定の検査業務を行い、その結果をコンパクトディスク等により受検者に手交する。

第6条 乙は、代金の請求にあたっては、毎月月末を請求締切日とし、第2条により算定した金額とコンパクトディスク代（1,000円/1枚+消費税額）の合計額を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

第7条 この契約に係る乙の契約保証金は、免除する。

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2部作成し、当事者記名押印のうえ、双方が各一部を保有するものとする。

令和6年〇月〇日

甲 所在地
施設名
代表者

乙 所在地 鳥取県倉吉市東昭和町150番地
施設名 鳥取県
鳥取県立厚生病院
代表者 院長